

令和2年7月22日  
農林水産省

農地等に係る賃貸借契約の  
家賃支援給付金の審査実務における取扱いについて  
(ガイドライン)

1 本ガイドラインは、農地法等の農地制度を所管する行政機関である農林水産省が作成するものである。

2 ガイドラインの内容

農地等に係る賃貸借契約書、基盤強化促進法<sup>1</sup>に規定する農用地利用集積計画、農地中間管理事業法<sup>2</sup>に規定する農用地利用配分計画等（以下「計画等」という。）はいずれも農地等について賃借権を設定するものであるから、当該農地等が賃借人によって直接占有され、事業のために継続して使用及び収益されており、その対価として金銭が支払われている場合には、家賃支援給付金の給付額の算定の基礎として用いる賃料等に該当しうるものと考えられる。

もっとも、当該計画等に基づく賃借権の設定は、農地制度特有のものであるため、給付に係る審査を迅速に行う観点から、申請に当たって遵守すべき事項等について、ガイドラインを作成するものである。

3 ガイドラインに基づく給付金申請の手続き

申請者は、本ガイドラインに沿って家賃支援給付金を申請する際は、以下に沿って申請書類を作成し、本ガイドラインに適合している旨の宣誓書（別紙）と合わせて、提出しなければならない。提出に際して、以下の事項を遵守することとし、遵守していない場合には、内容の確認等に時間を要し、給付までに通常よりも大幅に時間を要する場合があるので、留意すること。

なお、申請者は、(1)の1)～4)の証拠となる書類が手元にない場合など、不明な点がある場合には、都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構等に協力を求めることができる。

(1) 賃貸借契約等の存在を証する書類

1) 賃貸借契約書による場合（農地法<sup>3</sup>等）（別紙1－1関係）

農地法の許可に係る賃貸借契約のほか、都市農地貸借法<sup>4</sup>に係る事業計画の認定等に係る賃貸借契約により農地等を賃借している場合、申請者は、通常の賃貸借契約書と同様に、当該契約の契約書の写しを賃貸借契約等の存在を証する書類として提出することができる。

なお、提出にあたっては、申請要領に従って、必要な印をつけるほか、以下の事項を遵守する必要がある。

- ①賃貸借の始期が「許可日」となっている場合には、契約書の写しに設定期間を記入するとともに、許可書を添付するなど、契約書上からは明らかではない情報がある場合には、必要な書類を追加で添付すること。
- ②賃料等が面積あたりの金額となっている場合には、支払うべき賃料等がわかるよう、「面積」と「賃料」の両方に印をつけ、掛け合せた金額を記入する。また、賃料等が年額で定められている場合には、その旨がわかる箇所に印をつけるか、その旨が分かるように年額である旨を記入するとともに、月額相当額（12で割り、小数点以下を切り捨てた額。以下同じ。）を併記すること。

## 2) 農用地利用集積計画による場合（基盤強化促進法）

申請者は、農用地利用集積計画によって賃借権の設定を受けている場合、当該農用地利用集積計画書の写しを、賃貸借契約等の存在を証する書類として提出することができる。

書類の提出にあたっては、「別紙1－2」の例に従い、以下の事項を遵守する必要がある。なお、計画に複数の土地が記載されている場合であって、賃貸人（利用権の設定等をする者）と利用権の始期、存続期間（終期）のいずれかが異なるときは、異なる契約としてそれぞれ申請すること。

- ①当該書類が「農用地利用集積計画書」であることが確認できる箇所に印をつけること。当該書類に記載がない場合には公告などを添付すること。
- ②賃貸人（利用権の設定等をする者）に印をつけること。
- ③賃借人（利用権の設定等を受ける者）が申請者自身の名義であることを確認し、印をつけること。賃借人が申請者自身の名義でない場合には、申請要領別冊2－2. 例外②を参照すること。
- ④農用地利用集積計画書に記載されている土地のうち、申請に係る土地全てに印をつけること。なお、利用権の種類が「賃借権」でないものは申請に含めることができない。
- ⑤賃借権の設定期間が、2020年3月31日時点と申請日時点の両方を含むものであることを確認し、印をつけること。

なお、始期が「公告日」とされているなど、一見して期間がわからない場合には、計画の写しに設定期間を記入するとともに、証拠となる公告などを添付すること。

- ⑥申請に係る賃料等に印をつけること。

賃料等が面積あたりの金額となっている場合には、支払うべき賃料等がわかるよう、「面積」と「賃料」の両方に印をつけ、掛け合せた金額を計画の写しに記入する。

また、賃料等が年額で定められている場合には、その旨がわかる箇所に印をつけるか、その旨が分かるように年額である旨を記入するとともに、月額相当額を併記すること。

### 3) 農用地利用配分計画による場合（農地中間管理事業法）

申請者は、農用地利用配分計画によって賃借権の設定を受けている場合、当該農用地利用配分計画書の写しを、賃貸借契約等の存在を証する書類として提出することができる。

書類の提出にあたっては、「別紙1－2」の例に従い、以下の事項を遵守する必要がある。なお、計画に複数の土地が記載されている場合であって、賃貸人（権利の設定等をする者）と利用権の始期、存続期間（終期）のいずれかが異なるときは、異なる契約としてそれぞれ申請すること。

- ①当該書類が「農用地利用配分計画書」であることが確認できる箇所に印をつけること。当該書類に記載がない場合には公告などを添付すること。
  - ②賃貸人（権利の設定等をする者）が、別紙2に規定する農業公社等のいずれであるかがわかる箇所に印をつけること。
- 農用地利用配分計画書に農業公社等が記載されていない場合、その計画を認可した公告を添付し、賃貸人（農業公社等）の名称を記入すること。
- ③賃借人（権利の設定等を受ける者）が申請者自身の名義であることを確認し、印をつけること。賃借人が申請者自身の名義でない場合には、申請要領別冊2－2. 例外②を参照すること。
  - ④農用地利用配分計画書に記載されている土地のうち、申請に係る土地全てに印をつけること。なお、利用権の種類が「賃借権」でないものは申請に含めることができない。
  - ⑤賃借権の設定期間が、2020年3月31日時点と申請日時点の両方を含むものであることを確認し、印をつけること。  
なお、始期が「公告日」とされているなど、一見して期間がわからない場合には、計画の写しに設定期間を記入するとともに、証拠となる公告などを添付すること。
  - ⑥申請に係る賃料等に印をつけること。

賃料等が面積あたりの金額となっている場合には、支払うべき賃料等がわかるよう、「面積」と「賃料」の両方に印をつけ、掛け合わせた金額を計画の写しに記入する。

また、賃料等が年額で定められている場合には、その旨がわかる箇所に印をつけるか、その旨がわかるように年額である旨を記入するとともに、月額相当額を併記すること。

### 4) 所有権移転等促進計画による場合（特定農山村法等<sup>5)</sup>）

申請者は、所有権移転等促進計画によって賃借権の設定を受けている場合、当該所有権移転等促進計画書の写しを、賃貸借契約等の存在を証する書類として提出することができる。

書類の提出にあたっては、「別紙1－3」の例に従い、以下の事項を遵守する必要がある。なお、計画に複数の土地が記載されている場合であって、賃貸人（権利

の設定等をする者）と利用権の始期、存続期間（終期）のいずれかが異なるときは、異なる契約としてそれぞれ申請すること。

①当該書類が「所有権移転等促進計画書」であることが確認できる箇所に印をつけること。当該書類に記載がない場合には公告などを添付すること。

②賃貸人（権利の設定等をする者）に印をつけること。

③賃借人（権利の設定等を受ける者）が申請者自身の名義であることを確認し、印をつけること。賃借人が申請者自身の名義でない場合には、申請要領別冊2－2. 例外②を参照すること。

④所有権移転等促進計画書に記載されている土地のうち、申請に係る土地全てに印をつけること。なお、利用権の種類が「賃借権」でないものは申請に含めることができない。

⑤賃借権の設定期間が、2020年3月31日時点と申請日時点の両方を含むものであることを確認し、印をつけること。

なお、始期が「公告日」とされているなど、一見して期間がわからない場合には、計画の写しに設定期間を記入するとともに、証拠となる公告などを添付すること。

⑥申請に係る賃料等に印をつけること。

賃料等が面積あたりの金額となっている場合には、支払うべき賃料等がわかるよう、「面積」と「賃料」の両方に印をつけ、掛け合わせた金額を計画の写しに記入する。

また、賃料等が年額で定められている場合には、その旨がわかる箇所に印をつけるか、その旨がわかるように年額である旨を記入するとともに、月額相当額を併記する。

## （2）賃料を支払った事実を確認できる書類

申請者は、賃料等が年額で定められている場合には、2020年1月1日以降に賃料等を支払った事実を確認できる書類により申請することとする。この場合において、当該賃料等が、いつの期間の賃料等に相当するものが明らかでないときは、農地の賃貸借における実情に鑑み、2020年1月から3月までの支払については2020年の各月の賃料等、同年4月以降の支払については2020年度の各月の賃料等に相当するものとみなす。

<sup>1</sup> 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）

<sup>2</sup> 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）

<sup>3</sup> 農地法（昭和27年法律第229号）

<sup>4</sup> 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）

<sup>5</sup> 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律

（平成5年法律第72号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）又は農林漁業の健全な発展と調和のとれた

---

再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）に基づく所有権移転等促進計画

## ○賃貸借契約書例

朱書きで囲う →

## 農地（採草放牧地）賃貸借契約書

賃貸人及び貸借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び貸借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を○○農業委員会に提出する。

年　月　日

賃貸人（以下甲という。）住所 ○○市○○1-2

氏名 畑 次郎

貸借人（以下乙という。）住所 △△市△△1-1

氏名 農林 太郎

## 1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

朱書きする

## 2 賃貸借の期間

(R2.2.1)

(1) 賃貸借の期間は、許可日から令和12年1月31日まで10年間とする。

(2) 甲又は乙が賃貸借の期間の満了かの1年前から6か月前までの間に、相手方に對して更新していない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

3～5

.....

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					借賃			備考
大字	字	地番	地目 (種類)	面積 (数量)	単位当たり 金額	総額	支払期日	
○○	○○	1-2	畠	2,000m <sup>2</sup>	12,000円/10a	(年額) 24,000円	□□	
(月額) 2,000円 朱書きする								

※期間が「許可日」となっている場合は、添付される許可書を確認

## 許可書（例）

指令第 号  
令和2年 2月 1日住所 △△市△△1-1  
氏名 農林 太郎 殿

○○農業委員会会長 印

年　月　日付けをもって農地法第3条第1項の規定による許可申請があつた農地（採草放牧地）についての●●の●●は下記により許可します。

## ○農用地利用集積計画例

朱書きで囲う →  

第1 利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係  
1 各筆明細

整理番号					利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所（A）		(氏名又は名称) 農林 太郎 印		(住所) △△市△△1-1						
					利用権の設定等をする者の氏名及び住所（B）		(氏名又は名称) 水田 太郎 印		(住所) △△市○○2-2						
利用権の設定等する土地（C）				設定等する利用権（D）				利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係（E）		利用権を設定等する土地（B）以外の権原者（F）		認定状況			
所在	地番	現況地目	面積m <sup>2</sup>	利用権の種類	内容	始期	存続期間（終期）	借賃（10aあたり）	借賃の支払方法	住所	氏名又は名称	権原の種類	[同意印]	新規	再設定
大字	字														
△△	■原	1-2	田	3,000	賃借権	水田	公告日 (R2.1.1～11.12.31)	10年間	10,000円 (年額) 30,000円 (月額) 2,500円	口座振込	賃貸借				○
○○	□平	1-3	田	3,000	賃借権	水田	公告日 (R2.1.1～11.12.31)	10年間	10,000円 (年額) 30,000円 (月額) 2,500円	口座振込	賃貸借				○
○○	■原	5	畠	1,500	賃借権	畠	公告日 (R2.1.1～11.12.31)	5年間	10,000円 (年額) 15,000円 (月額) 1,250円	口座振込	賃貸借				○
○○	□平	1-4	田	3,000	賃借権	水田	公告日 (R2.1.1～11.12.31)	10年間	10,000円 (年額) 30,000円 (月額) 2,500円	口座振込	賃貸借				○
○○	■原	6	畠	1,500	所有権	畠	公告日	-	150万円	口座振込	所有権移転				
<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">(年額計) 105,000円 (月額計) 8,750円</span>															

年度○○号  
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

朱書きする → (契約の始期) 令和2年1月1日  
□□市長 印

※賃料が10a当たりで記載されているなど、額の詳細が不明瞭な場合には実際の年額と月額、総額を朱書きします。

## ○農用地利用配分計画例

朱書きで囲う →  

第1 貸貸権又は使用貸借による権利の設定関係  
1 各筆明細

整 理 号					権利の設定等を受ける者の氏名及び住所（A）		(氏名又は名称) 農林 太郎		(住所) △△市△△1-1		借受希望に応募した結果の公表番号等	
	権利を設定等する土地（B）				設定等する権利（C）							
所在			地番	地目		面積m <sup>2</sup>	種類	内容	始期	存続期間（終期）	借賃（kg・円） 10aあたり	備考
市町村	大字	字	枝番	登記簿	現況							
■■町	××	■原	1-1	田	田	9,000	賃借権	水田	公告日 (R2.1.1～11.12.31)	10年間	10,000 (年額) 40,000円 (月額) 3,333円	
■■町	××	■原	1-2	田	田	8,500	賃借権	水田	公告日 (R2.1.1～11.12.31)	10年間	10,000 (年額) 40,000円 (月額) 3,333円	
■■町	○○	□平	3	畠	畠	5,500	賃借権	畠	公告日 (R2.1.1～11.12.31)	10年間	10,000 (年額) 55,000円 (月額) 4,583円	
■■町	○○	□平	4	畠	畠	7,000	賃借権	畠	公告日 (R2.1.1～11.12.31)	10年間	10,000 (年額) 70,000円 (月額) 5,833円	
■■町	△△	□平	2-2	田	田	10,000	賃借権	田	公告日 (R2.1.1～11.12.31)	10年間	10,000 (年額) 100,000円 (月額) 8,333円	
<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">(年額計) 400,000円 (月額計) 33,333円</span>												

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を認可する。

朱書きする → (契約の始期) 令和2年1月1日  
(賃貸人: ○○県農業公社) ○○県知事 印

※賃貸人の名前が省略されている場合、公告を行った都道府県の農業公社等（農地中間管理機構）が賃貸人となります。農業公社の一覧は、別紙2を参照してください。

※始期や終期に具体的な日付が記入されていない場合には、具体的な日付を朱書きし、公告の写しを添付します。

## ○所有権移転等促進計画例

1 各筆明細										朱書きで囲う →				
権利の設定等を受ける者の氏名及び住所 (乙)				(氏名又は名称)						農林 太郎 (印)		所在地 △△市△△1-1		
権利の設定等をする者の氏名及び住所 (甲)				(氏名又は名称)						水田 太郎 (印)		住所 △△市◎◎2-2		
権利を設定等する土地					設定等する権利						賃借権を設定する土地の(甲)以外の権限者等			備考
所在		地番	現況地目		面積m <sup>2</sup>	利用権の種類	内容(土地の利用目的を含む)	始期	存続期間(終期)	借賃	借賃の支払方法	農用地の所有権の移転等に係る当事者間の法律関係		
大字	字		登記簿	現状										
△△	■原	1-2	畑	畑	3,000	賃借権	農林業等活性化基盤施設用地(農産物加工販売施設(直売所))					毎年12月末までに1年分の借賃を土地所有者の指摘口座に振り込み		
○○	□平	1-3	山林	畑	2,000	賃借権								
◎◎	■原	5	山林	畑	2,500	賃借権								
○○	□平	1-4	雑種地	畑	1,000	賃借権								
◎◎	■原	6	畑	畑	1,500	賃借権								
										(計10,000m <sup>2</sup> )	(年額計) 3,000,000円 (月額計) 250,000円			
<p>※全ての土地の借賃が同じで、まとめて記載されている場合には、総面積を朱書きします。</p> <p>※賃料が10a当たりで記載されているなど、額の詳細が不明瞭な場合には実際の年額と月額、総額を朱書きします。</p>														
<p>第○○号 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第8条第1項の規定により、□□市△△地区農林業等活性化基盤施設設置事業計画に係る所有権移転等促進計画を定める。</p> <p>朱書きする → (契約の始期) 令和2年1月1日 □□市長 印</p>														

※始期や終期に具体的な日付が記入されていない場合には、具体的な日付を朱書きし、公告の写しを添付します。

## 都道府県農業公社の一覧

名称	連絡先	名称	連絡先
(公財) 北海道農業公社	011-241-7551	(公財) 滋賀県農林漁業担い手育成基金	077-523-4123
(公財) あおもり農林業支援センター	017-773-3131	(一社) 京都府農業会議	075-417-6847
(公社) 岩手県農業公社	019-651-2181	(一財) 大阪府みどり公社	06-6266-8916
(公社) みやぎ農業振興公社	022-275-9192	(公社) 兵庫みどり公社	078-361-8114
(公社) 秋田県農業公社	018-893-6223	(公財) なら担い手・農地サポートセンター	0744-21-5020
(公財) やまがた農業支援センター	023-631-0697	(公財) 和歌山県農業公社	073-432-6115
(公財) 福島県農業振興公社	024-521-9845	(公財) 鳥取県農業農村担い手育成機構	0857-26-8349
(公社) 茨城県農林振興公社	029-239-7131	(公財) しまね農業振興公社	0852-20-2870
(公財) 栃木県農業振興公社	028-649-0818	(公財) 岡山県農林漁業担い手育成財団	086-226-7423
(公財) 群馬県農業公社	027-251-1220	(一財) 広島県森林整備・農業振興財団	082-541-6192
(公社) 埼玉県農林公社	048-558-3555	(公財) やまぐち農林振興公社	083-924-0067
(公社) 千葉県園芸協会	043-223-3011	(公財) 徳島県農業開発公社	088-624-7247
(一社) 東京都農業会議	03-3370-7145	(公財) 香川県農地機構	087-831-3211
(公社) 神奈川県農業公社	045-651-1703	(公財) えひめ農林漁業振興機構	089-945-1542
(公財) 山梨県農業振興公社	055-232-2760	(公財) 高知県農業公社	088-823-8618
(公財) 長野県農業開発公社	026-217-6907	(公財) 福岡県農業振興推進機構	092-716-8355
(公社) 静岡県農業振興公社	054-250-8988	(公社) 佐賀県農業公社	0952-20-1590
(公社) 新潟県農林公社	025-285-8442	(公財) 長崎県農業振興公社	095-894-3848
(公社) 富山県農林水産公社	076-441-7394	(公財) 熊本県農業公社	096-213-1234
(公財) いしかわ農業総合支援機構	076-225-7621	(公社) 大分県農業農村振興公社	097-535-0400
(公社) ふくい農林水産支援センター	0776-21-8313	(公社) 宮崎県農業振興公社	0985-51-2011
(一社) 岐阜県農畜産公社	058-215-6434	(公財) 鹿児島県地域振興公社	099-223-0223
(公財) 愛知県農業振興基金	052-951-3288	(公財) 沖縄県農業振興公社	098-882-6801
(公財) 三重県農林水産支援センター	0598-48-1228		